

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について」に関する意見募集結果について

平成23年9月2日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

標記について、平成23年7月15日から8月13日までの間、御意見を募集したところ、計986件の御意見等をお寄せいただきました。

今般、いただいた御意見等とこれらに対する当省の考え方について、下記のとおり、とりまとめましたので公表します。御意見等については、便宜上、同趣旨のものは適宜集約し、またパブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示しております。なお、意見募集の対象外の御意見につきましては、回答はいたしません。お寄せいただいた御意見に関しましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

今回、御意見等をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただけますよう、よろしく願いいたします。

記

番号	御意見等の概要	御意見に関する当省の考え方
1	保育の質を確保する観点から、保育所の面積基準を引き下げるべきではない。	今回の特例措置は、待機児童解消を図るための一時的な特例措置として、地域を限定し、保育室等の面積に係る最低基準について、「標準」として都道府県等の条例に委任するものです。具体的な基準は各自治体の条例により定められます。各自治体において、引き続き保育の「質」が確保されるよう、適切な措置を講じていただきたいと考えております。
2	基準となる待機児童数は整合性を持たせるのであれば、前年の数値を用いるべきである。	待機児童数を含む、保育所関連状況の取りまとめは例年9月頃となっており、その結果を踏まえて各自治体が面積基準を条例で定める期間を十分に確保する観点から、前々年の数値を用いることとしております。
3	特例措置は平成26年度までだが、子ども・子育て新システムが実施された場合は総合施設(仮称)には適用しないことを明記すべきである。	子ども・子育て新システムにおける指定基準については、全国一律の基準として定めることとしておりますが、その際、国の基準と地方公共団体との裁量の範囲については、今後、更に検討することとし、基準の客観性は担保することとしております。
4	厚生労働省令で定める基準を「標準」とする地域については、継続的な調査等を行うべきである。	特例措置を実施した自治体での保育の実施状況については、厚生労働省としても適切に把握していきたいと考えております。

5	待機児童数の基準については、50人以上とすべきである。	児童福祉法第 58 条の8において、待機児童数が 50 人以上の市町村(特定市町村)については、待機児童の解消を図るための市町村保育計画を策定することが義務付けられていますが、今回の特例措置は、保育所の最低基準の緩和を含むものであり、特定市町村の中でも特に待機児童問題が深刻な市町村として、待機児童数が 100 人以上である市町村を、特例措置の対象としました。
6	面積基準の特例措置は 3 年間の時限措置とすべきである。	本特例措置は、平成 26 年度までの時限措置としております。
7	平成26年度を待たずに、待機児解消が図られた際には、ただちに特例措置を解除すべきである。	平成 26 年度までのいずれかの年度に特例要件を満たさなくなった場合でも、期間中の後年度に再び特例要件に該当することも想定されます。そのような場合には頻繁に基準を変更すると実務が混乱する恐れがありますので、一度指定された地域は特例期間の終了までの間、対象からは除外しないこととしております。